「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みに対する支援を拡充するとともに、民間金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

- 1. 「貸出支援基金運営基本要領」(平成24年12月20日決定)を別 紙1のとおり一部改正すること。
- 2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金 供給基本要領」(平成22年6月15日決定)を別紙2のとおり一部改 正すること。
- 3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金 供給における貸付対象先選定基本要領」(平成22年6月15日決定) を別紙3のとおり一部改正すること。
- 4. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金 供給における出資等に関する特則」(平成23年6月14日決定)を別 紙4のとおり一部改正すること。
- 5. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金 供給における小口投融資に関する特則」(平成24年3月13日決定) を別紙5のとおり一部改正すること。

- 6. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金 供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日決 定)を別紙6のとおり一部改正すること。
- 7. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給 基本要領」(平成24年12月20日決定)を別紙7のとおり一部改正 すること。
- 8. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」(平成24年12月20日決定)を別紙8のとおり一部改正すること。
- 9. 「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」 (平成22年10月5日決定)を別紙9のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局上口(03-3277-2800)

二 宮 (03-3277-3768)

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

- 3. (1) を横線のとおり改める。
 - (1) 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の上限は次のとおりとする。

イ、2. (2) の特則によらないもの $\frac{3.5}{7}$ 兆円

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成3031年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、平成26年3月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金 供給基本要領」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。
 - 5. 貸付期間

4年以内の期間とする。ただし、7. (2)に定める借り換えについては、特に必要と認められることから1年以内の期間とする。

- 6. を横線のとおり改める。
 - 6. 貸付利率および利息の徴収
 - (1) 貸付利率は、貸付実行日における誘導目標金利(本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート (オーバーナイト物)の水準をいう。)とする次のイ、およびロ、に定める利率とする。

<u>イ、</u>年0.1%とする。

- ロ、7. (2) に定める借り換えにかかる貸付利率については、 イ、の規定にかかわらず、当初貸付けの実行日における貸付 利率の定めによって決定される利率とする。ただし、当分の 間は年0. 1%とする。
- (2) 利息の徴収は、(1)の定めにより決定された貸付利率によって、貸付実行日の翌日から返済期日まで貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法により行う。

- 7. を横線のとおり改める。
 - 7. 貸付実行日および借り換え
 - (1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成 $\frac{26}{27}$ 年 $\frac{67}{1}$ 日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。
 - (2) 貸付先が希望する場合には、9. に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。ただし、借り換えの回数の上限は、3回当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。
- 9. を横線のとおり改める。
 - 9. 貸付限度額等
 - (1)貸付先毎の貸付額の上限

貸付先毎の貸付額の上限は、1,500億円1兆円とする。

- (2) 貸付実行日毎の貸付総額の上限は、借り換えにかかるものを除 き、1兆円とする。
 - (3-2) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、各貸付先から提示を受けた11.12.に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて貸付先が行う期間1年以上の融資または投資についての、別に定める一定期間の新規実行額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当初貸付実行時の貸付限度額算出の根拠となった

融資または投資の残高のうち1年以上の残存期間を有するものの金額と、当初貸付金額借り換えの対象となる貸付けの金額を比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる相当額とする。

- \bigcirc 12. & 13. & とし、11. & を横線のとおり改める。
 - 11. 12. 成長基盤強化に向けた取り組み方針

成長基盤強化に向けた取り組み方針は、貸付対象先が策定した融資または投資の取り組み方針であって、別紙<u>1または別紙2</u>に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。

- 10. を横線のとおり改める。
 - 10.11.貸付受付期限
 - 9. (<u>3</u>2) に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成 2627年3月31日以前に限る。
- 9. の次に次の10. を加える。
 - 10. 期日前返済
 - (1) 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けについて、貸付先が希望する場合には、貸付実行日から1年単位で別に定める日において、当該貸付先から貸付金額の一部または全部の期日前返済を受ける。
 - (2) 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けについて、別に定める時点において、次のイ、がロ、を下回る場合には、別に

定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

- イ、 当初貸付実行時の貸付限度額算出の根拠となった融資また は投資の残高のうち1年以上の残存期間を有するものの金額
- ロ、当該貸付けの残高
- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成3031年6月30日をもって廃止する。

○ 別紙を別紙1とし、別紙1の次に次の別紙2を加える。

(別紙2)

わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針の要件 (外国法人のうち、国内居住者の連結対象子会社等への投融資)

- 1. 次の(1) または(2) に該当する取り組み方針であること。
 - (1) 資金が国内において使用される投融資にかかる取り組み方針については、資金使途が別紙1の1.の①から®までに該当するなどわが国経済の成長基盤強化に資する期間1年以上の融資または投資を行うものであること。
 - (2) 資金が国外において使用される投融資にかかる取り組み方針については、以下の効果が認められるなどわが国経済の成長基盤強化に資する期間1年以上の融資または投資を行うものであること。
 - ① 国内における生産・サービス活動、設備投資または雇用の増加に 資することが見込まれるもの
 - ② 国内における企画・研究開発機能の強化、新規事業の立ち上げ、 業務継続態勢の強化等を伴う国際的分業態勢の構築に資することが 見込まれるもの
 - ③ 国内において使用する原材料の安定調達に資することが見込まれるもの
- 2. 融資先および当該投資資金を用いて事業を行う者が、外国法人のうち、 国内居住者の連結対象子会社その他の実質的な支配力等に照らして国内 居住者と密接な関係を有すると認められる者であること。
- 3. 本行が本資金供給の趣旨等に鑑み不適当と認める特段の事情がないこと。

(附則)

この一部改正は、平成26年3月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、改正後の基本要領に定めのある事項を除き、同日以前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための 資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成3031年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」(平成26年3月11日付政委第16号)別紙2.の一部改正の実施日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金 供給における出資等に関する特則」中一部改正

- 2. を横線のとおり改める。
 - 2. 借り換えにかかる貸付期間

基本要領 5. <u>ただし書き</u>の規定にかかわらず、特に必要と認められる ことから 2 年以内の期間とする。

- 3. を削る。
- 4. を横線のとおり改める。

4. 3. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領8.の規定にかかわらず、54.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

- 5. を横線のとおり改める。
 - 5.4. 貸付限度額等
 - (1) 略 (不変)

- (2) 基本要領 9. (2) に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定に あたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。
 - (3-2) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (3-2) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ.からロ.およびハ.を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額借り換えの対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる相当額とする。
 - イ. 当該貸付先が、基本要領11.7. に定める成長基盤強化 に向けた取り組み方針に基づいて、平成22年4月1日以降 に実施した出資等および動産・債権担保融資等の残高
 - ロ. イ.の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高
 - (イ) 基本要領9. (3<u>2</u>) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの
 - (ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成24年3月13日付政委第18号別紙1.)3.(3-2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの
 - (ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.) 6. (3) 7. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略(不変)

- 4. の次に次の5. を加える。
 - 5. 期日前返済

基本要領10. (2) の規定にかかわらず、本特則に基づく貸付けについて、別に定める時点における、4. (2) イ. から同口. を控除した金額が同ハ. の金額を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

- 6. を横線のとおり改める。
 - 6. 貸付受付期限

5. (3) 4. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、3. 基本要領7. (2) に定める借り換えにかかるものを除き、平成2 6-27年3月31日以前に限る。

- 7. を横線のとおり改める。
 - 7. 成長基盤強化に向けた取り組み方針

成長基盤強化に向けた取り組み方針は、基本要領12.の規定にかかわらず、貸付対象先が策定した出資等または動産・債権担保融資等の取り組み方針であって、基本要領別紙1に定める要件を満たすものと本行が認めるものとする。この場合において、基本要領別紙1の1.において「期間1年以上の融資または投資」とあるのは、「出資等または動産・債権担保融資等」と読み替える。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成3031年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」(平成26年3月11日付政委第16号)別紙2.の一部改正の実施日から実施する。ただし、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」による改正後の基本要領および本特則に定めのある事項を除き、同日以前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための 資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。
 - 3. 貸付限度額等
 - (1) 略(不変)
 - (2) 基本要領9. (2) に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定に あたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。
 - (3-2) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (3-2) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ.からロ.およびハ.を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額借り換えの対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる相当額とする。
 - イ. 当該貸付先が、基本要領<u>11.</u>12. に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成22年4月1日以降に実施した期間1年以上の小口投融資の残高
 - ロ. イ.の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高
 - (イ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援する ための資金供給における出資等に関する特則」(平成23 年6月14日付政委第48号別紙.)5. (3)4. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援する ための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平 成24年4月10日付政委第30号別紙1.)6.(3) 7.(2)に定める貸付限度額算出の根拠となっているも の

ハ. 略(不変)

- 5. を横線のとおり改める。
 - 5.6.成長基盤強化に向けた取り組み方針

基本要領別紙<u>1の</u>1. <u>および別紙2の1.</u> において「期間1年以上の融資または投資」とあるのは、「期間1年以上の小口投融資」と読み替える。

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 5. 貸付受付期限

- 3. (32) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成2627年3月31日以前に限る。
- 3. の次に次の4. を加える。
 - 4. 期日前返済

基本要領10. (2) の規定にかかわらず、本特則に基づく貸付けについて、別に定める時点における、3. (2) イ.から同口.を控除

した金額が同ハ. の金額を下回る場合には、別に定めるところにより、 貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成3031年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」(平成26年3月11日付政委第16号)別紙2.の一部改正の実施日から実施する。ただし、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」による改正後の基本要領および本特則に定めのある事項を除き、同日以前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金 供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

- 9. を11. とし、8. を横線のとおり改める。
 - 8.10. わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針

わが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針は、基本要領<u>11.1</u> 2. の規定にかかわらず、貸付対象先が策定した外貨建て投融資の取り組 み方針であって、別紙に定める要件を満たすものと本行が認めるものとす る。

○ 7. を横線のとおり改める。

7.9. 貸付受付期限

6. (3) 7. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成2.6.27年3月31日以前に限る。

- 6. を横線のとおり改める。
 - 6. 7. 貸付限度額等
 - (1) 略 (不変)
 - (2) 基本要領9. (2) に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。

- (32) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (32) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ.からロ.およびハ.を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額借り換えの対象となる貸付の金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる相当額とする。
 - イ. 当該貸付先が、8.10. に定めるわが国経済の成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成24年4月1日以降に実施した期間1年以上の外貨建て投融資の残高
 - ロ. イ.の残高のうち、次の各号に掲げるものの残高
 - (イ) 基本要領9. (3-2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの
 - (ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援する ための資金供給における出資等に関する特則」(平成23 年6月14日付政委第48号別紙.)5. (3)4. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの
 - (ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援する ための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成 24年3月13日付政委第18号別紙1.)3. (32) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略(不変)

- 7. の次に次の8. を加える。
 - 8. 期日前返済

基本要領10.の規定にかかわらず、本特則に基づく貸付について、別に定める時点における、7.(2)イ.から同口.を控除した金額が同ハ.の金額を下回る場合には、別に定めるところにより、貸付先に当該下回る金額相当額を期日前返済させる。

○ 5. を横線のとおり改める。

5.6.貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領8.の規定にかかわらず、6.7.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

- 4. を5. とし、3. の次に次の4. を加える。
 - 4. 貸付期間

基本要領5.の規定にかかわらず、1年以内の期間とする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成3031年6月30日をもって廃止する。

○ 別紙中、2.を横線のとおり改める。

2. 資金が国内において使用される外貨建て投融資にかかる取り組み方針については、資金使途が基本要領別紙<u>1の</u>1. の①から⑱までに該当するなどわが国経済の成長基盤強化に資する外貨建て投融資を行うためのものであること。

(附則)

この一部改正は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」(平成26年3月11日付政委第16号)別紙2.の一部改正の実施日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給 基本要領」中一部改正

- 5. を次のとおり改める(全面改正)。
 - 5. 平成26年3月31日以前に実行した貸付けにかかる借り換えの取扱い
 - (1) 借り換え

貸付先が希望する場合には、(5)に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。

(2)借り換えにかかる貸付期間

1年単位で、貸付先の希望する期間とする。ただし、当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。

(3) 借り換えにかかる貸付利率

当初貸付けの通知日における貸付利率の定めによって決定される利率とする。ただし、当分の間は年0.1%とする。

(4) 借り換えにかかる貸付金額

貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、(5)に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

(5) 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次のイ、からロ、を控除した金額と借り換えの対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額相当額とする。

- イ、当該貸付先による平成24年10月から12月までの四半期における貸出(政府に対する貸出、地方自治体に対する貸出ならびに金融機関等および預金保険機構その他の別に定める公的法人に対する貸出を除く。以下同じ。)の月末残高平均額(四半期に属する各月末における残高の平均額をいう。以下同じ。)に対する、貸付毎に別に定める四半期における貸出の月末残高平均額の増加額
- ロ、当該貸付先に対するこの基本要領に基づく貸付け(6. に定める貸付けを除く。)の残高
- 6. を次のとおり改める(全面改正)。
 - 6. 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けの取扱い
 - (1)貸付期間

4年以内の期間とする。

(2) 貸付利率

年0.1%とする。

(3)貸付実行日

平成27年6月30日までの別に定める日とする。

(4) 貸付金額

貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、(5)に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

(5) 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次のイ、からロ、を控 除した金額の2倍の金額相当額とする。

- イ、 当該貸付先による貸付毎に別に定める四半期における貸出 の月末残高平均額
- ロ、 平成24年10月から12月までの四半期から、イ、において別に定める四半期の直前の四半期までの各四半期における、当該貸付先による貸出の月末残高平均額のうち、最大の額

(6) 期日前返済

貸付先が希望する場合には、貸付実行日から1年単位で別に定める日において、当該貸付先から貸付金額の一部または全部の期日前返済を受ける。

○ 7. を次のとおり改める(全面改正)。

7. 利息の徴収

利息の徴収は、貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法により行う。

○ 8. および9. を削り、10. を8. とする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成3031年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、平成26年4月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、改正後の基本要領に定めのある事項を除き、同日以前の日を貸付実行日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給 における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成3031年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」(平成26年3月11日付政委第16号)別紙7.の一部改正の実施日から実施する。

「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」 中一部改正

○ 本文を横線のとおり改める。

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当分の間、 下記1. ないし4. および2. の利率については、それぞれの規定にかかわらず、年0. 1%とすることを決定しましたので、お知らせします。

記

- 1. 略(不変)
- 2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」(平成22年6月15日決定)6. (1) に定める貸付利率
- 3.「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」(平成24年12月20日決定)6. (1) に定める貸付利率

4.2. 略(不変)

(附則)

この一部改正は、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」(平成26年3月11日付政委第16号)別紙2.の一部改正の実施日から実施する。ただし、この一部改正による廃止前の記書き3.の規定は、この一部改正の実施後も、「「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件」別紙7.の一部改正の実施日までの間は、なおその効力を有する。